

令和5年第8回
曾於市農業委員會總會議事録

令和5年8月21日
曾於市農業委員會

第8回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和5年8月21日（月） 午前9時

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○	委員	○○○○○	委員	○○○○○
委員	○○○○○				

4 欠席委員

5 議事録署名委員 4番 ○○○○○, 5番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事 務 局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅産業振興課	農政商工農業 委員会係長	○○○○○	農政商工農業 委員会係	○○○○○
財部産業振興課	農政商工農業 委員会係長	○○○○○	農政商工農業 委員会係	○○○○○
農 政 課	農政係	○○○○○		

7 閉会年月日 令和5年8月21日（月） 午前10時33分

令和5年第8回曾於市農業委員会総会日程

令和5年8月21日（月）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第63号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第64号 農地法第4条による許可申請について

議案第65号 農地法第5条による許可申請について

議案第66号 非農地証明願について

議案第67号 農地の用途変更届（200㎡未満）について

議案第68号 農用地等のあっせんについて

議案第69号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第70号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

議案第71号 曾於市農地利用最適化推進委員の選任について

(2) 報告

報告第8号 合意解約等の報告

4 その他

令和5年第8回曾於市農業委員会総会

令和5年8月21日（月） 午前9時

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

おはようございます。

ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。7月、8月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和5年第8回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。4番〇〇〇〇〇委員、5番〇〇〇〇〇委員を指名いたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第63号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉83号について、8月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。農業機械は、〇〇〇〇〇さんの従業員の方がトラクターで耕運するようです。農作物は季節ごとの野菜を作付けされるということです。対価が周辺農地に比べると高額ですが、価格については、受人、渡人の協議の上での価格であることから、やむを得ないと考えます。なお、受人に転用の意向はありません。調査結果の総合意見は、取得するに農地には季節ごとの野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○7番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉84号について、8月18日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、水稻を作付けされており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○4番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉85号について、8月14日に前農業委員である〇〇〇〇〇さんと現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には園芸用樹木を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉86号について、8月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は夫婦です。機械は親戚の人をお願いして耕運作業などをします。調査結果の総合意見は、取得する農地には甘藷、自家消費用の野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○13番委員（〇〇〇〇〇〇）

大隅87号について、8月16日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、とりあえず露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○14番委員（〇〇〇〇〇〇）

大隅88号について、8月12日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○2番委員（○○○○○）

財部89号について、8月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人は現在、申請地の畑から40m程の所にある自宅にて80本程度のヤシの木、サボテンを植木鉢で栽培しておりますが、このうち地植えに適した50本程度を申請地に地植えして、3年程度かけて栽培した後、鹿屋市にある観賞用植物の取扱業者へ販売する計画です。調査結果の総合意見は、取得する農地には、ヤシの木、サボテンを栽培される予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○18番委員（○○○○○）

財部89号について、もう一回お聞きしたいんですけど、サボテンを植えると言われたけど、これは実がなるからいい訳ですかね。畑に。事務局は分かれますかね。

○事務局（○○○○○局長）

実がなるか、ならないかではなく、肥培管理を行って作物を栽培する土地は農地に該当することになります。

○6番委員（○○○○○）

すみません、いいですか。私のところの地域だから、いいですか。あのですね、これは、○○○○○さんのテレビを見とって、2年ぐらい前から、うちの自治会でちょっと流行っているんです。しかし、それは畑にだいたいあちこちで植えております。しかし、やっぱり干ばつに弱くてだいたい枯れています。しかし、それを一生懸命5、6人の仲間と推進するみたいです。そういうことがあります。

○18番委員（○○○○○）

わかりました。

○議長（山口裕之会長）

ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第63号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第64号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

大隅33号について、8月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は、西笠木自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が山林、南が宅地、北が宅地です。目的実現の可能性は、融資証明書が添付されており確実と思われまます。位置は第2種農地に該当します。計画面積については、全体面積は1,208㎡で一般住宅の基準の500㎡を超えますが、理由書のとおりであり、適当であると思われまます。排水等については、雨水は側溝へ放流するもので適当です。被害防除は、西側山林へ土留工事をし、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われまます。道路条件は良好です。公害関係は特

に問題はありませぬ。調査結果の総合意見は、申請地は第2種農地のその他の農地に該当し、一般住宅及び貸資材置場を整備する計画であり、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませぬか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第64号農地法第4条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することに御異議ありませぬか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませぬので、本案は許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第65号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉41号について、8月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は、新住吉自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道を挟んで畑、南が道を挟んで畑、北が畑です。目的実現の可能性は、通帳の写しが添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積は、一般住宅を整備する面積として、全体で500㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は、ブロックを設置し、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○4番委員（○○○○○）

末吉42号について、8月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は、小中野自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道を挟んで山林、南が畑、北が宅地です。目的実現の可能性は、融資証明書が添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積は、農家住宅、農業用倉庫を整備する面積として、全体で753㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は、ブロックを設置し、緩衝地も設け、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第1種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、農家住宅、農業用倉庫を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、末吉43号について、8月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は、簗原自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで宅地、西が畑、南が宅地、北が宅地です。目的実現の可能性は、融資証明書が添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積は、一般住宅を整備する面積として、全体で382㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は、ブロック塀で周囲を囲み、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第1種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○14番委員（○○○○○）

大隅44号について、8月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調

いをされています。経営面積については、今、確認できませんが、土地については、贈与によるものと聞いています。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○5番委員（○○○○○）

経営面積がなくても、親子であれば良いのですか。農家住宅は。

○事務局（○○○○○係長）

農家住宅が建てられる経営面積はありましたので、申請書は受理したのですが、今、正確な数字を申し上げられないということです。

○5番委員（○○○○○）

そういうことですか。分かりました。それと、大隅44号について、お伺いします。住宅に事務所をつくとありますが、図面がただ分かりにくいですよ。補足説明資料の42ページでは全然分からなくて、できたら、補足説明資料の16ページのような図面は提出されていないのですか。

○14番委員（○○○○○）

提出されていますが、補足説明資料には添付されていないところです。

○5番委員（○○○○○）

それと、農家住宅に事務所をつくるというのは大丈夫なのですか。

○議長（○○○○○会長）

ここで暫時休憩いたします。

（休憩：午前9時35分）

（再開：午前9時45分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開いたします。

○事務局（○○○○○局長）

御質問のありました事務所につきましては、住宅の中の間取りとして事務所を設けることは、特に規制はないところでございますので、問題ないと判断したところです。ただ、農家住宅として敷地の面積規模が問題となってきますので、明確な配置図等を再度提出していただく方向で御審議願いたいと思います。以上です。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○5番委員（○○○○○）

はい。あと末吉42号と大隅44号について、お伺いします。農業用倉庫とありますけど、何を入れるものかですね。お願いします。

○議長（○○○○○会長）

調査委員分かりますか。

○14番委員（○○○○○）

大隅44号について、○○○○○さんは、水稻を作られていますので、トラクターとか田植機等になります。

○事務局（○○○○○係長）

末吉42号の○○○○○さんにつきましては、○○○○○さんが養豚を経営されていて、養豚場で使うトラック、飼料を運ぶトラクター等が入りきっていない部分もあるので、それを納めるということで聞いています。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

○5番委員（○○○○○）

最後に、この農家住宅は前も相当問題になって、いろいろ上がってきたと思いますが、今も完成したという報告があれば見に行かれるのか、写真で確認されるのか、今どうなっていますか。

○事務局（○○○○○係長）

進捗状況報告のときに写真を添付していただくのですが、前ちょっと財部でありましたよう

に駐車場が倉庫だと言われたことがありましたので、写真でこれはどう見てもちょっと怪しいというのは、現地を確認に行くようにしています。

○議長（○○○○○会長）

補足ですけど、私の方にも、とりあえず決裁で写真が上がってきていますので、私も見ております。ほかにございませんか。

○16番委員（○○○○○）

今の話で、言ってきたら確認はされるのでしょうか、何も言っていない所は、どうされるのですか。

○事務局（○○○○○係長）

転用許可がでた場合は、必ず報告義務がありますので、1年後、完成後で見ていきますので、進捗状況報告で全部、今何割その申請の案件について進んでいますというのが必ず出さなければいけません。完了すれば、それが最後の検査になりますので、そのときに写真をつけていただいて、見たときに申請案件とちょっと違うとなったときは、現場まで確認に行っています。

○16番委員（○○○○○）

途中経過の報告とかないときには、こちらから請求したりするのですか。

○事務局（○○○○○係長）

その進捗状況報告がない場合は、催促をかけます。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第65号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第66号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

大隅9号について、8月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は吉井自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が宅地、南が雑種地、北が畑です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。申請地の北側は農地ですが、排水等の流れ込み等はなく影響はないと思われます。その他農地法上、特に問題はありません。車庫、倉庫、鶏小屋、庭園として、20年以上経過しており、現在も利用されています。調査結果の総合意見は、申請地は、周辺を山林、畑等に囲まれ、第2種農地に該当します。車庫、倉庫、鶏小屋、庭園として、20年以上利用されており、農地に復元することは著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○14番委員（○○○○○）

大隅10号及び大隅11号について、8月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は、あけぼの自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで宅地、西が道路を挟んで畑、南が宅地、北が畑です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響については、申請地の北側は農地ですが、申請者の土地であり、今回5条の転用申請を行い、住宅を建てる計画です。その他農地法上も特に問題はありません。建物については、平成8年に建築されたものであり、20年以上経過し、現在も利用されています。土地についても雑種地として、20年以上経過しています。調査結果の総合意見は、申請地は、第3種農地の都市計画用途地域内農

地に該当します。一般住宅として20年以上利用されており、また、土地も雑種地として20年以上経過しており、農地への復元は著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第66号非農地証明願については、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は申し出のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第67号農地の用途変更届についてを議題といたします。本件については、現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○4番委員（○○○○○）

末吉6号について、8月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は黒鳥自治会内の農地です。周囲の状況は、東が雑種地、西が宅地、南が道を挟んで畑、北が畑です。目的実現の可能性は、通帳の写しが添付されており確実と思われまます。位置は第1種農地に該当します。計画面積は、全体面積193㎡に直売所、駐車場を整備するものであり、同種施設の規模状況からみて適当と思われまます。排水等は、雨水のみで自然流下するもので適当と思われまます。被害防除は、特に問題はありまません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありまません。調査結果の総合意見は、申請地は、第1種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、転用目的が直売所です。設置により耕作が不能となる面積が193㎡で転用許可を要しない200㎡未満の農業用施設に該当することから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第67号農地の用途変更届については、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は申し出のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第68号農用地等のあっせんについてを議題といたします。今回のあっせん委員の指名につきましては9月1日からは、新しい推進委員になりますので、引継ぎを含め、よろしくお願いいたします。それでは、あっせん委員を指名いたします。末吉104及び末吉105は、8番○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉106は、15番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部107は、6番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部69は継続お願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉73は打切ります。

○4番委員（○○○○○）

末吉74は継続でお願いします。

○12番委員（○○○○○）

財部77は継続でお願いします。

○17番委員 (○○○○○)

財部78も継続です。

○9番委員 (○○○○○)

末吉79も継続です。

○7番委員 (○○○○○)

末吉80は継続でお願いします。

○1番委員 (○○○○○)

末吉81も継続でお願いします。

○8番委員 (○○○○○)

末吉84も継続です。

○10番委員 (○○○○○)

末吉85も継続でお願いします。

○13番委員 (○○○○○)

大隅86も継続でお願いします。

○12番委員 (○○○○○)

財部87も継続でお願いします。

○5番委員 (○○○○○)

財部88も継続でお願いします。

○6番委員 (○○○○○)

財部90も継続でお願いします。

○9番委員 (○○○○○)

末吉91, 92, 93も継続です。

○18番委員 (○○○○○)

末吉94は継続でお願いします。

○8番委員 (○○○○○)

末吉95ですが、前からずっと出ているんですけど、B判定で、とてもじゃないけど売れるような田んぼじゃございませんので打切らせてください。

○10番委員 (○○○○○)

末吉96は継続でお願いします。

○15番委員 (○○○○○)

末吉97, 98も継続でお願いします。

○12番委員 (○○○○○)

財部99も継続でお願いします。

○17番委員 (○○○○○)

財部100も継続でお願いします。

○6番委員 (○○○○○)

財部101も継続でお願いします。

○5番委員 (○○○○○)

財部102, 103も継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願ひいたします。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第69号農用地利用集積計画について、利用権設定を議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する再設定3年以上6年未満の大隅240、農地中間管理事業に係る利用権設定の末吉122を除いて、農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに、農地中間管理事業に係る利用権設定は一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第69号農用地利用集積計画について、利用権設定は、再設定3年以上6年未満の大隅240、農地中間管理事業に係る利用権設定の末吉122を除いて、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

(○○○○○委員 退席)

○議長 (○○○○○会長)

続いて、再設定3年以上6年未満の大隅240を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年以上6年未満の大隅240は、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。○○○○○委員は復席をお願いします。

(○○○○○委員 復席)

○議長 (○○○○○会長)

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

(○○○○○委員 退席)

○議長 (○○○○○会長)

続いて、農地中間管理事業に係る利用権設定の末吉122を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定の末吉122は、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。○○○○○委員は復席をお願いします。

(○○○○○委員 復席)

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第70号農用地利用集積計画について、所有権移転を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第70号農用地利用集積計画について、所有権移転は、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

○8番委員（○○○○○）

末吉96, 97, 98は、受人が○○○○○になっていますけど、私がただ聞いた話なんですけど、ここを今、飼料で申請されていますけど、中身については、鳥インフルエンザ等が出たときの埋却地として確保するために土地を買ったという話を聞いています。実際どうなのかは分からないんですけど、もう1回、○○○○○側に確認して、もしそうなれば、多分、飼料は植えないと思います。ただ、土地の確保のために、飼料として申請されたらですけど、実際どうなのかは分かりませんが、逆に埋却地として確保して、飼料を植えて万が一のときに埋却地にするとか考えがあるんだったらまた別ですけど、もともと埋却地のために買われるんだったら、転用をかけた方が良くないんじゃないのかなと、もう1回確認していただきたいと思うんですけど。

○事務局（○○○○○係長）

多分、2か月程前に○○○○○株式会社が、そこは3条で農地取得をされたんですけど、畜産課とか保健所の話でいくと、今、養鶏所施設については、埋却地を必ず隣接地というか近い所に確保しなさいという指示はきているようです。○○○○○さんは作付けするかどうか分からないんですけど、○○○○○の場合は、現地調査までして飼料を作りますということで、ただ、インフルエンザが出たときについては、埋却地の候補地として県の方に申請はしますということで、当時3条許可を出した経緯はあります。○○○○○さんも多分、隣接地というか近い所の農地を今申請されてるんじゃないかなと思われるんですけど、実際、飼料を作られるのであれば、その基盤法で全然構わないんですけど、当初からもう何も作らずに埋設地ですというのであれば、やはり、○○○○○委員の言われたとおり、5条での転用申請をしていただいて、管理はしてもらうかもしれないですけど、何も作らなくて良い状態にはなります。内容の確認はこちらで、また、しておきます。

○8番委員（○○○○○）

1か月遅れてもいいんじゃないかなと、確認して、万が一のときには、埋設地として申請して使う場合は、そこまでちゃんと条件を付けてちゃんと飼料を作付けするならOKだということで、そこを確認してもらって、来月まで保留でいいんじゃないかと私は思いますけど。

○11番委員（○○○○○）

ブローラーをやってる農家は、埋設地を設けないといけないということになって、今、保健所の指導もあったりして、私の方は80aを隣に農地を買って、60aを牛農家に貸しているという状態に今しています。20aは自分たちでやるかなということで。それと、今度言われているのが、埋設地が10人の許可をちゃんと申請して確保したかというのも今言われております。今、出水市で何か汚染物質というか石灰が流れてきていますので、そこら付近も今度突っ込まれて、その調査までできました。ちょっと大変な思いをしております

○議長（○○○○○会長）

今、○○○○○委員から保留でいいんじゃないかということでしたが、ここで協議会に入りたいと思います。

（協議会：午前10時14分）

（再開：午前10時17分）

○議長（○○○○○会長）

議案第70号農用地利用集積計画について、所有権移転は、末吉96, 末吉97, 末吉98を除いて、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。なお、3件の保留に伴い総会資料20ページの集計表に変更が生じたので、事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

利用権の設定状況集計表について、3件の保留に伴い、変更後の集計結果を御説明いたします。所有権移転について、畑5筆が1筆となり、田畑の計6筆が2筆になります。面積は、畑の7,975㎡が1,015㎡に、田畑の計9,036㎡が2,076㎡に、件数は5件が2件に変更です。その結果、合計は、筆数50筆が46筆に、面積80,400㎡が73,440㎡に、件数35件が32件に変更となります。以上です。

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○推進委員、○○○○○推進委員及び○○○○○推進委員は退席願います。

（推進委員3人 退席）

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第71号曾於市農地利用最適化推進委員の選任についてを議題といたします。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

議案第71号について、御説明いたします。農地利用最適化推進委員について、7月4日から7月31日までの28日間にわたり公募を行いましたところ、地区定員に対する推薦及び応募の状況は、末吉地区8人に対し8人、大隅地区7人に対し7人、財部地区4人に対し5人という結果となり、全体では、定員19人に対し20人の推薦・応募ということで、財部地区のみ1人超過となったところでございました。その後、8月7日に選考委員会を開催し、19人の候補者を選定していただきましたので、本日この19人の選任について、承認をお願いするものでございます。以上です。

○議長（○○○○○会長）

ただいま説明いたしました、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第71号曾於市農地利用最適化推進委員の選任については、承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は承認することに決定いたしました。○○○○○推進委員、○○○○○推進委員及び○○○○○推進委員は復席をお願いします。

（推進委員3人 復席）

○議長（○○○○○会長）

次に、報告第8号合意解約等の報告については、総会資料の22ページから26ページまでを御覧ください。その他で何かありませんか。

○6番委員（○○○○○）

相続未登記のことで、いろいろ私に相談があるんですが、来年の4月から10万円以下の罰金とかいろいろ言われてますが、兄弟でもめている土地とか、相続人が何人もいる土地とか、いろいろあると思うんですが、今の時点で分かっていることがあれば、教えていただきたいのですが。

○事務局（○○○○○局長）

相続登記の申請義務化につきましては、後で説明する予定ですので、この後、来月の行事予定等の説明の際に、そこも含めて御説明いたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

○16番委員（○○○○○）

弥五郎どん祭りの協力依頼について

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に事務局から事務連絡をいたします。

○事務局 (〇〇〇〇〇局長)

事務連絡 (8月及び9月の行事予定, 相続登記の申請義務化等について)

○事務局 (〇〇〇〇〇係長)

事務連絡 (農地パトロール結果及び市長への提言案件の提出, 現地調査の日程変更について)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

以上で, 令和5年第8回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局 (〇〇〇〇〇局長)

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和5年8月21日 (月) 午前10時33分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員